

## あずま南地区の地区計画の変更に関する説明会

|    | 質 問 内 容                                                                                      | 質問に対する回答                                                                                                                                                          |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | あずま南地区土地区画整理事業の施行期間はいつまでか。                                                                   | 令和11年度完了予定である。<br>(令和12年3月31日まで)                                                                                                                                  |
| 2  | A地区とB地区と分かれているが、それぞれの地区界に新しい道路が設置されることはあるのか。<br><br>また、面積の広いA地区の区域内で、新たに開発道路など設置される可能性はあるのか。 | 市として、A地区とB地区の間に新規に道路を設置する予定はない。<br><br>A地区の最低敷地面積は10,000㎡だが、現在その地区内に新たに道路を作るという話は土地区画整理組合から来ていない。<br>また、B地区の最低敷地面積は500㎡で、開発道路が計画される可能性自体はあるが、こちらも同様に現段階では話は来ていない。 |
| 3  | 大型物流施設が進出してくる場合、市道への大型車の出入りが増えると思われる。<br>通学路でもある市道6号線から出入りすることに何らかの規制はかけられないのか。              | 進出企業に対して、通学路に出入り口を設けることは避けるよう協議しており、現在ご理解をいただいている。                                                                                                                |
| 4  | A地区の進出企業は決まっているのか。<br>何社進出予定なのか。                                                             | 埼玉県内に進出実績のある、株式会社CREが1社で進出する予定と聞いている。事業内容は他事業者に倉庫を貸す、いわゆる貸倉庫業と聞いている。                                                                                              |
| 5  | 現在A地区内に従前地があるが、B地区に換地される場合に税金等は何か変更があるのか。                                                    | 本日は税金の担当が不在のため、後日確認してお伝える。<br>使用収益開始や換地による土地の取り扱いについては、土地区画整理組合にご確認をお願いいたします。                                                                                     |
| 6  | 市道6号線と区画道路4号線の交差点にある手押しの信号はどうなるのか。                                                           | 現在警察協議中であるが、今のところ移設や撤去の予定はない。                                                                                                                                     |
| 7  | 市道6号線と今回変更する区画道路6号の交差点処理はどうなるのか。                                                             | 現在警察協議中であるが、今のところ区画道路6号線側に停止線等を設けられないか検討している。                                                                                                                     |
| 8  | 市道6号線と市道159号線の交差点では交通事故が起きていると聞いたが、ここに信号を新設してはどうか。                                           | 今のところ警察では予定していない。<br>信号の新設や移設、交差点処理については、通学路ということも考慮しながら、本日頂いたご意見を踏まえて警察協議を進めていく。                                                                                 |
| 9  | 現在の市道6号線南側は歩道が無い箇所があるが、新設してはどうか。                                                             | 市道6号線は両側に歩道を設置する計画となっている。<br>台坂交差点より北側は、地区側において3.0m、地区外側には1.5mの歩道を設置する。<br>台坂交差点より南側は、地区側において1.5m、地区外側には3.0mの歩道を設置する。                                             |
| 10 | B地区外周に緩衝緑地を設置しないのか。                                                                          | B地区は最低敷地面積が500㎡に設定されており、事業所等に土地利用する場合には、市に開発構想届出書を提出しなければならない。<br>その際に、周辺の住環境と調和したまちづくりのため、緩衝緑地に代わるような沿道緑化をするように助言、指導していく。                                        |